

経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
53	A 権限 移譲	産業振 興	革新的なものづくりに チャレンジするための 試作品開発・設備投 資などの技術開発支 援に関する事務・権限 の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている革新 的なものづくりにチャレンジする ための試作品開発・設備投資な どの技術開発支援に関する事 務・権限を都道府県へ移譲し、 集中させること。	【制度改正の必要性】 地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町 村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を越えたネットワークを有 する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップでより効果的・効率的に行 える。 中小企業の技術開発支援については、国と都道府県がそれぞれ中小企業への支援事業を展開 しており、典型的な二重行政となっている。本県では、中小企業の技術開発支援の取組として、埼 玉県産業技術総合センターによる研究開発支援や埼玉県産業振興公社による産学連携等の支援 等を実施しており、多くの技術開発を成功させてきた。また、こうした取組は各都道府県でも実施さ れている。 中小企業ものづくり高度化法に基づく特定研究開発計画の認定や戦略的基盤技術高度化支援 事業補助金及びものづくり・商業・サービス革新補助金に関する事務を都道府県が行えば、技術開 発支援の取組と連動させたワンストップで総合的な支援が可能となり、より効果的な支援を行うこと ができる。 【支障事例】 中小企業が技術開発等を行うために県の産業技術総合センター等の助言等を受けることが多い が、身近な県で助言等を受けていても、国の補助金を利用して資金確保するために国側の手続の 窓口に出向かなければならないなど二度手間となっている。また、国の補助対象事業に適合させる ため、産業技術総合センター等とは異なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも 考えられる。	経済産業省組織規則 第230条35、36号、第 231条18号 中小企業のものづくり 基盤技術の高度化に 関する法律第4条第1 項、第5条第1、2項、12 条 戦略的基盤技術高度 化支援事業補助金要 綱 ものづくり・商業・サー ビス革新補助金公募 要領	経済産業省、経済産業 省(中小企業庁)	埼玉県
271	A 権限 移譲	産業振 興	地域商店街活性化法 に関する認定事務等 の権限移譲	地域商店街活性化法による商店 街活性化事業計画・商店街活 性化支援事業計画の事務権限を 国から県へ移譲すること。 (1)商店街活性化事業計画及び 商店街活性化支援事業計画の 認定・変更・取り消し (2)商店街活性化事業計画及び 商店街活性化支援事業計画の 実施状況報告の徴収 (3)地域商業自立促進事業費補 助金の交付事務の移譲	【提案の経緯・事情変更】 商店街の支援については、住民に身近な地方自治体が、地域の実情に応じて実施しているが、 地域商業活性化法による商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画については、 都道府県や市町村の意見を聴き、配慮することになっているものの、認定等は経済産業省が行う こととされている。 また、国が進める地方創生においては、地方への移住等を促進するため地方都市の経済・生活 圏の形成が進められており、地方では国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した商店街買 い物ポイント事業など、地域消費の喚起を図っているところである。 【支障事例等】 都道府県においては、商店街の振興に関する類似の施策を実施しており、支援対象となる事業 者も差違が無い中で、支援窓口が国と都道府県とで2つに分かれているため、総合的な商店街の 活性化施策の実施に支障を来している。 昨年7月に中小企業庁に対し「平成24年度商店街実態調査報告書」の本県部分のデータ提供を 依頼したところ、「実態調査のみに使用すると条件で商店街から了解を得ているため、提供でき ない」との回答で、結局、県でも同様の作業を行うしかなかった。このように国と地方公共団体間で 十分な情報共有・連携ができていない。 【効果・必要性】 県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策の実施が可能となる。	地域商店街活性化法 第4～7、11～13条 地域商業自立促進事 業費補助金募集要項	経済産業省(中小企業 庁)	兵庫県、滋 賀県、京都 府、和歌山 県、徳島 県、関西広 域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
272	A 権限 移譲	産業振 興	中心市街地の活性化 に関する補助金交付 事務等の国から県へ の移譲	特定民間中心市街地活性化事 業計画の認定から補助金交付ま での権限を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方では、国の平成26年度2月経済補正対策の地域住民生活等緊急支援助交付金を活用した商店街買い物ポイント事業の実施により、地域消費の喚起を図っているところであり、今後も地方創生の観点から、商店街の活性化施策に取り組もうとしている。 【支障事例等】 特定民間中心市街地活性化事業は、国が認定した中心市街地活性化法に基づく基本計画に記載されたものに限られており、事業内容は中心市街地再興戦略事業費補助金の採択など地方公共団体の支援措置に関係している。 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定にあたっては、昨年の提案募集で「特定民間中心市街地活性化事業の詳細を確認し、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業について全国的視点のもとで認定していることから、権限委譲することは適切ではない。」との意見があったが、全国一律の視点ではなく、地域の実情や課題等に応じた視点からの認定が必要である。現在はその点で不十分である。 そのため、事業実施については住民に身近な行政として地方の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。 【効果・必要性】 県施策との一元化を図ることにより、総合的な商店街の活性化施策の実施が可能。	中心市街地活性化法 第48条第1項、第4 項、 第49条第1項第2項 中心市街地再興戦略 事業費補助金交付要 綱	経済産業省	兵庫県、京 都府、和歌 山県、徳島 県